

一 般 競 争 入 札 説 明 書

この入札説明書は、岩手県が発注する委託業務契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下、「入札参加資格者」という）が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

- (1) 業 務 名 岩手県立盛岡みたけ支援学校小中学部通学バス運行業務委託
- (2) 履行場所 滝沢市穴口 218 番地 4
岩手県立盛岡みたけ支援学校
- (3) 履行期間 令和 8 年 4 月 8 日～令和 9 年 3 月 15 日
- (4) 業務概要 児童・生徒の通学に係るバス運行業務
(自動車の提供・運行、自動車の点検整備等)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札公告に示すとおりとする。

なお、入札公告 2(2)の中型車は、正座席 35 席以上の中型車（通路の幅が 50 c m 以上）とする。

また、入札公告 2(9)に示す入札参加資格については、岩手県警察本部（警察署）に照会する場合がある。

3 入札の方法等

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載するものとする。
- (3) 入札は本人又は代理人によって行い、郵送、電報、電送その他の方法による入札は認めない。入札書には、氏名（法人にあっては商号又は名称）を記載すること。
- (4) 代理人により入札に関する行為をさせようとする者は、入札書提出の前に委任状を提出しなければならない。
- (5) 再度の入札の回数には制限を設けない。

4 入札保証金

- (1) 入札参加者は、入札金額の 100 分の 110 に相当する金額（運行単価）に運行パターン毎の運行予定回数を乗じて得た額の合計額の 100 分の 3 以上の金額を岩手県会計管理者（岩手県立盛岡みたけ支援学校出納員）に納付しなければならない。（この金額が納付されていない場合は、入札書は無効となる。）

ただし、入札参加者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする入札保証契約を締結し、当該保険証券を提出したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- (2) 入札保証金の納付場所及び納付期限は次のとおりとする。

ア 納付場所 盛岡市青山一丁目 25-29 岩手県立盛岡みたけ支援学校高等部 事務室
イ 納付期限 令和 8 年 3 月 25 日（水）午前 10 時 00 分から午前 10 時 30 分まで

- (3) 落札者以外の入札保証金は、開札（再度入札の開札含む。）終了後に当該入札参加資格者又は代理人に還付する。

また、入札参加資格者又は代理人が入札保証金を受領するに当たっては、入札保証金受領証（収入印紙 200 円貼付）を提出すること。

なお、落札者については、契約締結後において還付する。

- (4) 入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、岩手県に帰属する。

5 入札書に関する事項

入札書は、次のことを表示し押印すること。

- (1) 入札年月日
- (2) 入札参加者の住所、氏名及び印（法人の場合は、所在地、商号又は名称、代表者の氏名及び印）
- (3) 入札金額
- (4) 件名
- (5) 入札書のあて名は、「岩手県立盛岡みたけ支援学校長」とする。

6 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 競争入札の参加資格のない者がした入札の場合
- (2) 入札保証金を納付しない場合（納付を免除された者を除く。）又は金額が不足している場合
- (3) 入札書に所定の記名押印のない場合
- (4) 金額を訂正した入札書
- (5) 誤字脱字等により必要事項が確認できない場合
- (6) 入札件名の表示に重大な誤りがある場合
- (7) 同一入札の参加者又は代理人が2つ以上の入札をした場合
- (8) 無権代理人が入札した場合
- (9) その他の入札に関する条件に違反して入札した場合

7 落札者の決定方法

- (1) 本件委託業務に係る入札公告及び入札仕様書で示した要件の全てを満たしている入札者であって、岩手県会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第100条の規定により、作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

8 契約に関する事項

- (1) 契約書は、岩手県会計規則第100条の規定に基づく積算価格を算定の基礎とし、落札価格の金額をもって当該業務の契約金額として作成する。
- (2) 落札者は、契約保証金として契約額の100分110に相当する額の100分の5以上の額を、契約締結日までに納付しなければならない。
ただし、落札者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (3) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県に帰属する。
- (4) 入札保証金を納付したものと契約する場合、入札保証金を契約保証金に充当することができる。

9 その他

- (1) 落札者の決定後、委託契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該落札者が入札公告又は入札説明書に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、契約を締結しない。
- (2) 入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関した費用については、すべて入札参加者又は契約の相手方が負担するものとする。
- (3) 入札等に関する事務担当及び問い合わせ先
岩手県立盛岡みたけ支援学校高等部 事務室
住 所 020-0133 盛岡市青山一丁目 25-29
電話番号 019-645-2188 F A X 019-645-7301